

消費者トラブル！これで救済？



消費者問題講座

リアルな日常に潜む、落とし穴。具体的な事例を
基にみんなで考えてみませんか？

改正された消費者契約法の使い方とは？さまざまな視点から弁護士が議論します。あなたは、どの弁護士に共鳴しますか？一緒に解決策を考えてみましょう。また、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についてもお話しします。マスコミにも取り上げられた話題の裁判の行方は・・・。

プログラム

参加無料・事前申込不要

【第1部】

トラブル事例から考える救済に使うための消費者契約法

- ① 占いサイトからの高額請求
- ② 見積もりのつもりが勝手に鍵交換
- ③ ネット通販からの定期購入・高額請求
- ④ ネット購入画面広告からの勧誘問題

京都消費者契約ネットワーク専門委員 弁護士 増田 朋記 氏
京都消費者契約ネットワーク専門委員 弁護士 森貞 涼介 氏
京都消費者契約ネットワーク理事長 弁護士 野々山 宏 氏

【第2部】

- ① 消費者団体訴訟制度とは？

京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長・弁護士 長野 浩三 氏

- ② 適格消費者団体・京都消費者契約ネットワークの活動

京都消費者契約ネットワーク副理事長・司法書士 石田 郁雄 氏

- ③ クイズみんなで考えよう！泣き寝入りせえへん方法

会場：京都経済センター3階(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

日時：2020年2月29日(土) 午後1時30分～4時(開場1時)

定員50名(先着順)

※詳しくは裏面をご覧ください。

主催：京都府 後援：京都市

実施・運営：内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

申込方法・お問い合わせ等はこのチラシの裏側に記載しております。





消費者トラブル！これで救済？

“消費者問題講座”

- 参加申込み不要 先着順(多数の場合、お断りすることもあります。)
- 会場へのアクセス 京都経済センター3階【3-H】会議室



- ・京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」北改札出てすぐ
- ・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- ・京都市営バス「四條烏丸」徒歩すぐ

【お問い合わせ先】(実施・運営)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク(KCCN) 事務局



〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地 ヒロセビル 4 階

TEL:075-211-5920

FAX:075-746-5207

E-Mail: mail@kccn.jp